

2026年2月26日
総務部職員課

町田市職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、以下のとおり公表します。

1 勤務時間中における市庁舎トイレでの喫煙について

(1) 懲戒処分の内容等

被処分者

役職	年代	内容
係長職	40代	戒告

(2) 事案の概要

2025年4月から10月までの約7か月間にわたり、市庁舎男子トイレにおいて、ほぼ毎日複数回、加熱式たばこを喫煙したものの。

(3) 発令年月日

2026年2月26日

問合せ先
総務部職員課
担当 鈴木
電話 042-724-2199